

平成 20 年度（平成 19 年度対象）
教育委員会の点検・評価報告書

平成 20 年 11 月
海老名市教育委員会

目次

■ はじめに	1
1 趣旨	
2 点検・評価の対象	
3 点検・評価の方法	
4 点検・評価結果の構成	
■ 点検・評価結果	
1 生涯学習の振興	3
2 学校教育の充実	8
3 学校・家庭・地域の連携	14
4 歴史的遺産・文化の保存と活用	16
■ 資料等	
1 点検・評価の対象施策・事業等一覧表	18
2 関係法令等	20

はじめに

1 趣旨

海老名市では21世紀の教育理念を『ひびきあう教育』とし、子どもたちに必要な力「生きる力」をはぐくむ教育を推進しています。ひびきあう教育の理念のもとに目指す21世紀の子ども像を、「自分を誇れる子」「感性と知性をみがく子」「共感できる心をもった子」「わがまち海老名を語れる子」とし、具体的な施策・事業を市の総合計画に位置付けて取り組んでおります。

取り組みの結果につきましては、透明性や客観性を確保するための外部評価を含めた行政評価を行い、効果的な行政の推進に資するとともに、市民の皆様への説明責任を果たすためにお知らせしてまいりました。このような中、平成19年6月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成20年4月より、教育委員会は、毎年、その教育行政事務の執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならないとされました。

海老名市教育委員会では、これまでの行政評価の結果を踏まえ、教育行政の取り組みに対する自己点検・評価を行い、報告書としてまとめました。

2 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、海老名市第三次総合計画後期基本計画に位置付けて実施した平成19年度の施策・事業のうち、海老名市の21世紀の教育理念である「ひびきあう教育」の推進のために重点的に取り組んだ主な施策・事業としました。

(巻末「教育委員会の点検・評価 対象施策・事業等一覧表」参照)

3 点検・評価の方法

- (1) 点検・評価にあたっては、各施策の主な事業の実施状況を明らかにするとともに、課題を分析し、今後の対応方向を示しました。
- (2) 点検・評価の客観性を確保するため、大学教授、教育委員経験者、保護者等の教育に関し学識経験を有する方々のご意見をお聞きする機会を設け、様々なご意見、ご助言をいただきました。

4 点検・評価結果の構成

(1) 項目

点検・評価の対象を、第三次総合計画後期基本計画の部門別計画『教育文化都市』の大柱単位とし、うち4つの項目ごとに点検・評価をいたしました。

(2) 施策の方向

項目ごとの全体的な施策の方向性を示しました。

(3) 平成 19 年度の取組みの概要

平成 19 年度に実施した主な取組みを示しました。

(4) 実施状況

各取組みの実施状況について、主な事業ごとに示しました。

(5) 評価（今後の課題と対応方向）

平成 19 年度の取組みの実施状況を踏まえ、外部の方々からのご意見も参考とし、項目ごとに主な事業単位で評価、今後の課題と対応方向を示しました。

点検・評価結果

1 生涯学習の振興

《施策の方向》

ゆとりの時代が到来し、市民が自由に何でも学びたいという生涯学習の意欲は、さらなる高まりをみせています。生涯学習施設を充実させ、さまざまな場面で学習機会の場を提供し、年齢別、ジャンル別の生涯学習の機会を提供します。

《平成19年度の取組みの概要》

学ぶ充実感と知る喜びを味わえるような生涯学習の施策を展開しました。

○ 生涯学習推進体制の充実

市民の学習活動を推進するため、知識・体験を持つ地域の人材を発掘し、市民が活用できる生涯学習情報システムの確立に取り組みました。

○ 学習機会の拡充と場の確保

コミュニティセンター、図書館、中央公民館などの施設を利用して、市民の学習意欲に応えるような講座などを実施しました。また、市民の知的欲求に応える図書館の蔵書の充実を図りました。

○ 生涯学習施設の整備充実

生涯学習の場として、市民が安心して利用ができるよう、図書館、青少年会館、野外教育施設、中央公民館などの施設整備を進めました。

○ 社会教育の推進と活動促進

親と子のかかわり方など親子を取り込んだ各種学級の開催、生きがいを感じていただくための高齢者の講座など社会教育の充実を図り、指導者などこれを推進していく人々の育成を図りました。

○ 青少年健全育成の推進

社会の急激な変化から青少年を取り巻く状況は決して平穏なものではありませんが、青少年が豊かで温かな心を持った人間として成長していくことが望まれます。青少年の健全育成を推進している子ども会など社会教育団体の活動を支援するとともに、社会教育指導員、青少年指導嘱託員が地域で遊びなどを通じて子どもたちを育成する体制を充実しました。また、さまざまな青少年の悩みに応じられる相談体制を整えました。

《実施状況》

○ 生涯学習推進体制の充実

・公民館まつり

市民の生涯学習の成果を発表する場・交流する場の一つとして、市民の手づくりの企画運営による「公民館まつり」を開催しました。

（3月22日～23日の2日間開催、来館者は延べ8,000人）

・生涯学習情報システムの導入

多くの市民に日常的・系統的に生涯学習情報を提供することで、市民参加の拡充が図られました。ホームページに学習情報を掲載し、活動サークル紹介冊子や事業案内資料を作成し、各施設の窓口にとともに、関係機関に送付しました。

○ 学習機会の拡充と場の確保

・プラネタリウム教室の充実

児童・生徒だけでなく、市民が興味や関心を持つプラネタリウム教室を開催しました。（春・夏・秋・冬のプラネタリウム投影、幼稚園・保育園のプラネタリウム投影）

入場者数 12,663人 対前年比180%

・市民自主講座開催事業

市民自らが企画・運営し、地域住民により主にコミュニティセンターを利用した市民主体の講座を企画し開催しました。

市内6箇所のコミセンにおいて22回開催し、554人の参加者があり、地域の方々とコミセンを通して学習提供が実現しました。

・公民館講座等の開催

中央公民館を主会場として、公民館講座（パソコン講座を含む）、市民教養大学を開催しました。（公民館講座 13、市民教養大学 4）

・図書館講座の開催

図書館利用の促進と読書などに親しむ機会を提供するため、図書館講座（年1回、2日）、読み聞かせと語りのための講座（年4回、8日）、子供向け講座・手作り絵本教室（年1回、2日）を開催しました。

○ 生涯学習施設の整備充実

・青少年会館活動運営事業

利用者の声を生かした青少年会館の運営を図るため、青少年会館主催講座（20講座）の開催、スポーツ交流大会・はつはるまつりの開催、指導者研修会（3回）を開催しました。

・野外活動の場の提供

「体験に勝る教育はなし」の理念のもと、野外教育施設「富士ふれあいの森」を使用し、青少年に自然とのふれあいを体験させるプログラムの充実を図りました。

野外教育活動（5月～10月で60回開催、2,180人参加）、

フロンティアキャンプ（8月、1回開催、39人参加）、

星座観察（10月、1回開催、28人参加）

○ 社会教育の推進と活動促進

・家庭教育学級の開催

保護者の家庭教育に必要な知識の習得や資質向上を図るため、幼稚園、小・中学校の保護者を対象とした「家庭の教育に関するもの」「ひびきあう教育に関するもの」（人権や学校、園の教育方針）「親としての資質を高めるもの」などの家庭教育学級を各園、小・中学校3回以上開催しました。

幼稚園家庭教育学級（7園）、小学校家庭教育学級（13校）、中学校家庭教育学級（6校）で80学級開催、3,583人参加。

・PTA指導者研修会の開催

PTA関係者を対象に、PTA活動に必要な知識習得の研修会を開催し、社会教育団体の育成と指導者の資質向上を図りました。

1回開催 260人参加

○ 青少年健全育成の推進

・青少年芸術・文化・スポーツ事業

芸術・文化・スポーツなどとふれあう機会や場を通して、ゆたかな人間性や社会性を養い、青少年の健全育成を目的として、子ども芸術劇場（1回開催、1,234人参加）、子ども文化活動発表会（3回開催、303人参加）、少年少女球技大会（1回開催、1,350人参加）を開催しました。

・海老名あそびっ子クラブ

ひびきあう教育の一環として、放課後に学校の体育館やグラウンドを遊び場として提供し、子ども達の健全育成を推進しました。

平成19年度は、残り5校が新たに開設し、海老名市13校全校となりました。

あそびっ子クラブの開設日は、前年度より211日増加し、1,059日となり、参加者も5,445人増の36,884人となりました。

・青少年健全育成団体との連携強化

青少年の健全育成を図るため、青少年健全育成連絡協議会の開催等、関係団体の相互の連携を深めました。

市青少年健全育成連絡協議会（3回／年開催）、
市内6中学校区青健連活動（年間を通じて活動）、
青少年相談センター補導員協議会活動（年間を通じて活動）

・青少年相談体制の充実

臨床心理士等の心理の専門家を相談員として配置し、青少年に関する悩みごとや相談にきめ細かく対応しました。

①電話相談（週5日・心理の相談員7人）

②来所相談（週5日・心理の相談員7人）

③反社会的問題行動相談（週1日・相談員1人）

④心理判定相談（週1日・心理の相談員1人）

※①②の相談員は重複

《評価（今後の課題と対応方向）》

● 生涯学習推進体制の充実

- ・市民の生涯学習の成果を発表する場の一つとして開催した「公民館まつり」は、来場者数も2日間で8,000人を超え、年々増加しています。実行委員会も主体的に活動しており、生き生きとした活動が見られました。参加した市民からも好評であり、継続して実施していきます。
- ・市民への生涯学習情報の提供については、定期的にホームページを見直し、常に新しい情報を提供してきました。今後もより充実した情報提供を行うため、市民への広報の仕方について検討していく必要があります。

● 学習機会の拡充と場の確保

- ・プラネタリウム教室につきましては、児童・生徒だけでなく、市民を対象としたプラネタリウム教室を開催し、科学に対する興味・関心を高め、科学意識の高揚が図られました。リニューアルにより来場者数の増加で市民の関心の高さが伺えましたが、今後、市民の関心のある番組を入れるなどしながら事業を実施していきます。
- ・市民自主講座開催事業につきましては、パソコン講座、そば打ち体験、地震に対する講座等、生活に密着した実践講座のため大変好評をいただきました。今後も継続して実施していきます。
- ・公民館講座等の開催につきましては、3年間で57講座を開催し、7,518人の参加をいただいております。参加者の満足度は非常に大きく生涯学習の提供の場としての意味は大きいと判断しています。市民の要求講座、市としての必要課題講座等がバランスよく入っており、生涯学習の提供として、市民からの期待も大きいため引き続き継続していきます。
- ・図書館講座の開催につきましては、参加者の本への関心が高まり、有益な事業として遂行できました。今後、読書活動の推進と図書館利用者の増加に繋がる事業として講座開催事業を継続し、講師についても、ボランティアバンク登録者などの活用も検討していきます。

● 生涯学習施設の整備充実

- ・青少年会館活動運営事業につきましては、各事業ともボランティアによる参加協力を推し進め、利用者の声を事業に反映するよう努めたため、3事業で参加者数が561人の増となりました。
青少年の休日・放課後の学習・体験・交流の場として活用されるよう、今後も継続していきます。
- ・野外活動の場の提供につきましては、青少年にとって自然とふれあえる貴重な体験であり、参加者も増加していることから、今後も貴重な野外体験の場の提供を継続していきます。また、青少年向けの効果的な学習プランや運営方法を精査し、内容を更に充実させていきます。

● 社会教育の推進と活動促進

- ・家庭教育学級の開催につきましては、家庭教育に必要な親としての資質や知識等を学習するため、幼稚園や小・中学校も主体的に関わり、多くの保護者の参加が得られ、また、参加者からは活発な意見や質問があり、貴重な情報交換の場となっています。今後も、より充実した家庭教育学級開催のため、社会教育指導員との学級内容の検討や学校、役員との連携による家庭教育の支援を行っていきます。
- ・PTA指導者研修会の開催につきましては、毎年、市内小・中学校19校、250人前後の参加者があり、新しい役員の情報交換や学びの場となっており、分科会では各PTA会長が司会を努め、校長先生の助言指導のもと、各校の情報交換を中心に活発な意見交換が交わされ、PTA活動の活性化が図られていることから、継続して実施していきます。

● 青少年健全育成の推進

- ・青少年芸術・文化・スポーツ事業につきましては、ゆたかな人間性や社会性を養い、青少年の健全育成が図られ、参加者についても3事業とも増加していることから、継続して実施していきます。
- ・海老名あそびっ子クラブ事業につきましては、放課後の児童の居場所づくりとして、家庭・学校・地域が連携して児童を安全な環境の中で遊ばせることで、また、学年を越えた異年齢交流等により、豊かな創造性・協調性・社会性などが培われることから、今後も継続して実施していきます。
- ・青少年健全育成団体との連携強化は、地域における青少年の健全育成には不可欠であり、非行防止等の実践活動が促進され、市民の青少年健全育成に対する理解と自覚が高められました。今後も継続して実施していきます。
- ・青少年相談体制の充実につきましては、青少年に対する悩みごとや相談にきめ細かく対応でき、専門的・総合的な相談が行えました。今後も、電話相談・来所相談の機能を充実させ市民ニーズに対応できるよう工夫して取り組んでいきます。

2 学校教育の充実

《施策の方向》

21世紀を担う子どもたちに生きる力をはぐくみ、自分を誇れる子、感性と知性をみがく子、共感できる心を持った子、わがまち海老名を語れる子を育てる教育を推進します。そのために、子ども同士、子どもと教師・大人、さらに社会や自然とのかかわりあいを深め、「ひびきあう教育」を学校、家庭、地域社会の協働により推進します。

《平成19年度の取組みの概要》

「生きる力」をはぐくむ教育を推進しました。

○ 教育内容の充実

基礎・基本の学びを徹底し、環境・科学・コンピュータなど教育の今日的な課題に取り組み、教育内容の充実を図るとともに、総合的な学習を推進しました。また、スポーツ・文化活動などの充実を図るとともに、子どもたちの健康や安全に配慮した施策を推進しました。さらに、一人ひとりに応じた進路指導の充実を図りました。

○ 教職員研修・研究の充実

生きる力をはぐくむ教育をめざして、基礎・基本の徹底と総合的な学習、家庭と地域に開かれた学校づくり、特色ある学校づくりなど、これからの時代に対応した学校教育が求められており、海老名市では『ひびきあう教育』を理念とした取り組みを推進しています。そのために、日々教職員の資質の向上をめざし、さまざまな教職員の研修、教育研究を進めました。

○ 心をはぐくむ児童・生徒指導の充実

一人ひとりの個性や能力を伸ばすとともに、社会的に生きる力を育てます。また、児童・生徒の心を支え、つなぐために相談・援助・指導体制を充実しました。

○ 人権・ふれあい教育の推進

人の心の痛みを感じ、それを分かちあう心を育て、地球市民として国際感覚を持つ教育を進めました。

○ 一人ひとりを大切にする特別支援教育の充実

個々の教育ニーズへの支援体制の充実を図り、ライフステージを見据えた特別支援教育を進めました。

○ 教育環境の充実

児童・生徒が学びそして遊ぶ学校空間の中で、安心して過ごせる環境づくりを推進しました。

○ 幼稚園教育の充実

就学前の幼児期の子どもが、体験教育や遊びを中心とした集団活動から学んだ生活習慣は、調和のとれた心身の発達を図るうえで重要な要素であると考えられます。このため、就園希望に適切に対応するとともに、小学校と連携しながら幼児教育の充実を図りました。

《実施状況》

○ 教育内容の充実

・コンピュータ利用教育

小中学校全校全児童・生徒がコンピュータを学べる環境を整備し、情報教育のあり方を研究するため、平成19年度は、小学校2校の児童用パソコン、小学校4校のサーバの更新、小学校2校の校内LANの整備、市内全小中学校19校の学校間ネットワークの整備を行いました。

・環境教育の推進

「学校版環境ISO事業」として市内全小中学校において、独自の目的・目標を設定し、実行・確認、見直しの実践を図り、環境保全に対する継続的な取り組みを図りました。

・健康安全教育の推進

各学校の学校保健、学校安全、学校給食、学校体育の担当者（教職員）を対象とした研修会を3回開催、延べ57名が参加し、健康安全教育に関する知識の習得、指導方法の確認を行いました。

・学校安全の確保

小学校新1年生に防犯ブザーの配布（1,261個）、パトロール員による通学路巡回パトロールの実施、庁内関係課及び警察署等による通学路安全対策委員会を開催し、危険箇所の確認、改善を図りました。

・部活動の充実

中学校部活動振興会への業務委託、県大会等市外への選手派遣にかかる補助金の交付により、部活動の実践的活動を支援しました。

・部活動指導者の派遣

部活動の専門的な技術指導者のいない中学校に対し、スポーツ、芸術活動等の経験者を派遣しました。（44名、延べ1,540回）

・特別活動の充実

市内全小中学校の特別活動推進委員会への委託により、児童・生徒会活動、学級会活動、学校行事、委員会活動による地域清掃、運動会・体育祭等の実践的活動を支援しました。

○ 教職員研修・研究の充実

・教職員研修の充実

校長、教頭等職責に応じた階層別研修のほか、担当別の研修を20回、延べ397名を対象に実施しました。

・教職員研修講座の充実

教育課程の理解を深め専門性を高める講座として、専門講座及び教職教養・実技講座を全23講座、延べ613人を対象に開催しました。

○ 心をはぐくむ児童・生徒指導の充実

・学校教育相談体制の充実

児童・生徒、保護者、教職員の相談等に対応するため、市内全小学校に「学校訪問相談員」、中学校に「心の教室相談員」を派遣しました。

・幼稚園、保育園、小・中学校連携の推進

義務教育学校への就学について適切な支援を行い、児童・生徒指導上の問題を解決するため、「幼稚園・保育園・小中学校連絡協議会」を2回開催し、相互の現況や情報交換を行いました。（各機関から68名が参加）

・教育支援教室の充実

不登校児童・生徒の学校への復帰とともに将来の社会的自立をめざし、通室生への学習指導、集団生活への適応指導（職業講話、調理実習、宿泊体験学習、レクリエーション、コミュニケーション訓練）、指導員の資質向上のための事例研修、支援内容に関する研修、進路見学会等を実施しました。

・青少年相談体制の充実

臨床心理士等の心理の専門家を相談員として配置し、青少年に関する悩みごとや相談にきめ細かく対応しました。

①電話相談（週5日・心理の相談員7人）

②来所相談（週5日・心理の相談員7人）

③反社会的問題行動相談（週1日・相談員1人）

④心理判定相談（週1日・心理の相談員1人）

※①②の相談員は重複

○ 人権・ふれあい教育の推進

・国際理解教育の充実

英語を母国語とする英語指導助手を、中学校1校あたり年間56日～76日、小学校は4年生まで一クラスあたり5～10時間、5・6年生は一クラスあたり10～20時間派遣し、英語教育及び国際理解教育の充実を図りました。

○ 一人ひとりを大切にする特別支援教育の充実

・特別支援学級の充実

小中学校に就学してくる障がい児の状況に応じ、特別支援学級を設置、教材備品等の整備を行いました。

- ・通級制度（ことばの教室等）の充実
通常級に在籍し、個別に教育的配慮を必要とする児童に対し、必要な部分については通級指導教室（ことばの教室、情緒の教室）での指導を行いました。
- ・一人ひとりへの支援体制の充実（補助指導員等派遣事業）
通常級や特別支援学級に在籍し、特別に教育的支援が必要な児童・生徒に対し、補助指導員、介助員、看護介助員を派遣することにより、対象児童・生徒への支援を行いました。
- ・教育支援ボランティア制度の推進
教育支援ボランティア25名を小中学校へ派遣し、39名の児童・生徒に延べ421日支援しました。
- ・就学相談の充実
障がいのある子どもたちのライフステージを見据えた就学相談、就学援助を行い、障害児就学指導委員会を4回開催しました。

○ 教育環境の充実

- ・校舎の耐震補強等工事
耐震診断に基づき、耐震補強を必要とする校舎・体育館の耐震補強工事を実施しました。平成19年度は、前年度の実施設計を踏まえ6棟の校舎、体育館の耐震補強工事を実施しました。
(社家小〔本館〕、大谷小〔南棟・北棟〕、有馬小・有馬中〔体育館〕、柏ヶ谷中〔北棟〕)
- ・校舎の改修（空調機設置工事）
職員室等管理諸室への空調機未設置校2校に対し、工事を実施しました。
(杉本小、今泉小)
- ・東柏ヶ谷小学校校舎第1棟（南棟）の建替
児童数増加と地震対策として、校舎増改築工事を実施しました。
- ・効果的な教職員配置の推進
小学校第1・2学年すべてにおいて35人学級を実施しました。

○ 幼稚園教育の充実

- ・幼稚園就園の奨励
幼稚園就園奨励費補助金を交付し、保護者の経済的負担の軽減を図りました。
(47園、1,525人)
※保護者の所得制限あり。一部国庫補助事業
- ・幼稚園就園の援助
幼稚園就園援助費補助金を交付し、保護者の経済的負担の軽減を図りました。
(52園、2,371人)
※保護者の所得制限なし。全額市費単独事業

《評価（今後の課題と対応方向）》

● 教育内容の充実

- ・情報教育推進のためには、教職員のICT環境活用スキルの向上とパソコン環境の整備が重要です。今後も両者をバランスよく推進していきます。環境整備の面では、小中学校の普通教室に校内LANを整備し、普通教室及び特別教室にノート型パソコンを各1台配置していきます。

* ICT……（情報通信技術）【Information and Communication Technology】

- ・環境教育の面では、全小中学校で独自の実践活動をしており、児童・生徒の意識も定着しています。今後、より効果的な活動が展開されるよう、学校と教育委員会が連携を図りながら進めていきます。
- ・健康安全教育については、その重要性を各校に浸透させるため、必要となる研修会事業を継続して実施していきます。
- ・学校安全の確保については、巡回パトロールの事業充実をしていきます。
- ・部活動については、指導者の派遣回数増等、一層の拡充を図っていきます。
- ・特別活動については、学校教育活動の円滑な推進のため、継続して実施していきます。

● 教職員研修・研究の充実

- ・教職員の資質や指導力向上のための研修については、現状でその目的は達成できていると評価しますが、研修内容については時代のニーズに即したものを企画していきます。
- ・教職員の専門性を高める講座については、今後の教職員大量退職を見据え、若い職員に対する研修内容を時代のニーズに応じながら質的に向上させていくよう、見直し拡大を図っていきます。

● 心をはぐくむ児童・生徒指導の充実

- ・学校教育相談体制の充実については、児童・生徒、保護者、教職員への支援のため、一層の推進を図っていきます。
- ・幼稚園、保育園、小・中学校連携の推進については、児童・生徒の円滑な受け入れは大変重要であり、今後も継続して就学への適切な支援を推進していきます。
- ・教育支援教室の充実については、今後も不登校児童生徒の発達段階に応じた支援を行っていきます。
- ・青少年相談体制の充実につきましては、今後も相談機関としての機能を充実させ、市民ニーズに対応できるよう関係機関（団体）とも連携し取り組んでいきます。

● 人権・ふれあい教育の推進

- ・国際理解教育の充実につきましては、小学校学習指導要領の改訂への対応、また中学校での英語教育の充実を図る必要があり、指導助手の計画的な増員を行うとともに、より効果的な活用に努めます。

● 一人ひとりを大切にする特別支援教育の充実

- ・ 今後も継続した取り組みを必要としますが、個別の対応を必要とする児童・生徒は年々増加傾向にあり、指導員の派遣等、事業の充実が求められています。
- ・ 教育支援ボランティアの活用は、地域と学校の協働関係の構築においても有効であり、柔軟な事業推進を図るための検討もしていきます。

● 教育環境の充実

- ・ 耐震補強等工事については、平成19年度で全ての小中学校が完了し、災害に強い安全・安心な施設環境が整えられました。
- ・ 東柏ヶ谷小学校校舎の建替えも平成19年度で完成しました。地域住民への開放エリアも設定しておりますので、今後は教育の場としてのみではなく、地域住民のコミュニケーションの場としても活用を図っていきます。
- ・ 空調機については、平成19年度で職員室等の管理諸室への設置は完了しました。今後は、一般教室等への設置を実施していきます。なお、機種、設備の選定にあたっては、夜間電力の使用等、環境負荷の軽減、コストの縮減など、十分に考慮して計画していきます。
- ・ 35人学級の実施については、県の実施基準を上回る学級を市費により対応しました。今後も、学校の現状に配慮した実施を推進していきます。

● 幼稚園教育の充実

- ・ 幼稚園就園奨励費補助金については、給付緩和条件の拡大（兄弟姉妹学年の拡大）による給付額の引き上げ等、保護者の経済的負担の軽減を図ることができました。今後も継続した取り組みを進めていきます。
- ・ 幼稚園就園援助費補助金については、所得制限を設けず、全額市費により給付を行っており、保護者の経済的負担の軽減を図ることができました。就学前教育支援の充実を図るため、今後も経済情勢等を勘案し、補助内容等の定期的な見直しを行いながら継続して実施していきます。

3 学校・家庭・地域の連携

《施策の方向》

教育は、学校だけで行われるものではなく、家庭や地域社会が教育の場として十分な機能を発揮することなしには、子どもたちの健やかな成長はありません。そのために地域に開かれた学校づくりを行い、人と人・社会・自然とのふれあい・かかわりを大切にした学校・家庭・地域社会の協働による「ひびきあう教育」を推進し、子どもたちを育てる環境をつくります。

《平成19年度の取組みの概要》

学校・家庭・地域社会が協働して、「ひびきあう教育」を推進しました。

○ 開かれた学校づくりの推進

学校と地域のネットワークづくり、教育活動や学校運営への保護者・地域の方々の協力をおして、開かれた学校づくりを推進しました。

○ 地域の教育力の向上

家庭と地域の連携を図るため、学校、PTA、青少年関係団体が一つになって健全育成に向けた事業を進めました。

《実施状況》

○ 開かれた学校づくりの推進

・ひびきあう教育の推進

開かれた学校づくりの推進のため、市内全小・中学校において、地域の特性や校風に応じた事業を実践しました。

地域の方を講師に招いての授業や稲作活動、栽培活動、清掃活動などPTA・地域の方々と連携協力した参画型のふれあい体験授業を通し、児童・生徒は人とのかかわり、協力の大切さを育んでいます。

○ 地域の教育力の向上

・家庭と地域の教育を考えるつどい

教育諸問題を考え、家庭と地域の連携強化を図ることを目的に、「家庭と地域の教育を考えるつどい」を開催しました。表彰、意見発表、「子どもたちを取り巻く今日的教育課題」をシンポジウム形式で行いました。（参加者 255人）

《評価（今後の課題と対応方向）》

● 開かれた学校づくりの推進

- ・ひびきあう教育の推進事業は、市内全小・中学校への委託事業として、各校が地域の特性を活かした事業を実践し、教育目標の具現化や特色ある取組みを行うことができました。今後も継続、充実を図ってまいります。

● 地域の教育力の向上

- ・「家庭と地域の教育を考えるつどい」の開催は、シンポジウム形式で行うことで学校・家庭・地域との連携強化が図られ、「ひびきあう教育」の推進にも寄与しております。家庭と地域の教育を市民と行政が共に考え、連携を強化していく取組みを、今後も継続して推進していきます。

4 歴史的遺産・文化の保存と活用

《施策の方向》

海老名市は、史跡相模国分寺跡をはじめとして、さまざまな歴史的文化的遺産が有形無形に残っています。海老名市に息づいてきた歴史・文化のかおりを守り、さらに発展させ、次世代に引き継いで行くための環境づくりを進めます。

《平成19年度の取組みの概要》

史跡相模国分寺跡をはじめとする貴重な歴史的遺産・文化の保存と活用を推進しました。

○ 歴史的遺産の保存と活用

国指定史跡の相模国分寺跡、相模国分尼寺跡、秋葉山古墳群をはじめとして、市内にある歴史的文化的遺産を保存活用し、この地で生きてきた人々の歴史の記録保存にも努めました。

《実施状況》

○ 歴史的遺産の保存と活用

・相模国分寺跡歴史公園の整備活用

大正10年に国史跡に指定された相模国分寺跡の私有地を計画的に買収し、保存・整備を図っています。用地買収のほか、発掘調査、出土品整理・図面類整理を行っています。

平成19年度は、522㎡の私有地を買収しました。

(平成19年度末 指定面積 34,472.73㎡、公有地化面積 24,288.53㎡、
公有地化率 70.46%)

・相模国分尼寺跡歴史公園の整備活用

平成9年に国史跡に指定された相模国分尼寺跡の私有地を計画的に買収しています。

平成19年度は、835.04㎡の私有地を買収しました。

(平成19年度末 指定面積 7,157.81㎡、公有地化面積 4,658.07㎡、
公有地化率 65.08%)

・秋葉山古墳群の保存・管理

平成17年に国史跡に指定された秋葉山古墳群の保存、管理を行っています。

平成19年度は、植栽管理等（3号墳の樹木間伐、1号墳の周囲にチップ布設、柵の撤去・新設）を行いました。また、平成20年度において活用検討委員会を立ち上げる方向で、保存整備活用計画の作成検討を行いました。

指定面積 12,365.07㎡、公有地化面積 5,713㎡、公有地化率 46.2%
(私有地は地権者から無償借地)

- ・（仮称）今福歴史公園の整備活用

中新田の旧家である今福氏の旧屋敷跡。江戸時代末期に建てられた薬医門、3階建て蔵、屋敷林が存する。約1,400㎡。平成16年度に寄附を受け、歴史公園として環境整備を実施しました。

事業名は「今福薬医門公園の整備活用」としました。

《評価（今後の課題と対応方向）》

- 歴史的遺産の保存と活用

海老名市に残る貴重な歴史的遺産について、計画的、継続的に公有地化が図られ、保存・整備がなされています。今後、一層の事業推進と活用を図ります。

資料等

1 点検・評価の対象施策・事業等一覧表

大柱	中柱	事業	担当課
生涯学習の振興			
	生涯学習推進体制の充実		
		公民館まっりの開催	生涯学習文化財課（旧生涯学習課）
		生涯学習情報システムの導入	生涯学習文化財課（旧生涯学習課）
	学習機会の拡充と場の確保		
		プラネタリウム教室の充実	教育センター
		市民自主講座開催事業	生涯学習文化財課（旧生涯学習課）
		公民館講座等の開催	生涯学習文化財課（旧生涯学習課）
		図書館講座の開催	中央図書館
	生涯学習施設の整備充実		
		青少年会館活動運営事業	青少年課
		野外活動の場の提供	青少年課
	社会教育の推進と活動促進		
		家庭教育学級の開催	生涯学習文化財課（旧生涯学習課）
		P T A指導者研修会の開催	生涯学習文化財課（旧生涯学習課）
	青少年健全育成の推進		
		青少年芸術・文化・スポーツ事業	青少年課
		海老名あそびっ子クラブ	青少年課
		青少年健全育成関係団体との強化	青少年課
		青少年相談体制の充実	学校支援課（青少年相談センター）
学校教育の充実			
	教育内容の充実		
		コンピュータ利用教育	教育センター
		環境教育の推進	学校教育課（旧指導室）
		健康安全教育の推進	学校教育課（旧指導室）
		学校安全の確保	学校教育課
		部活動の充実	学校教育課
		特別活動の充実	学校教育課
		部活動指導者の派遣	学校教育課
	教職員研修・研究の充実		
		教職員研修の充実	教育センター（旧指導室）
		教職員研修講座の充実	教育センター

大柱	中柱	事業	担当課
		心をはぐくむ児童・生徒指導の充実	
		学校教育相談体制の充実	学校支援課（青少年相談センター）
		幼稚園・保育園・小・中学校連携の推進	学校教育課（旧指導室）
		教育支援教室の充実	学校支援課（青少年相談センター）
		青少年相談体制の充実	学校支援課（青少年相談センター）
		人権・ふれあい教育の推進	
		国際理解教育の充実	学校教育課（旧指導室）
		一人ひとりを大切にす特別支援教育の充実	
		特別支援学級の充実	学校支援課（旧指導室）
		通級制度（ことばの教室等）の充実	学校支援課（旧指導室）
		一人ひとりへの支援体制の充実 （補助指導員等派遣事業）	学校支援課（旧指導室）
		教育支援ボランティア制度の推進	学校支援課（旧指導室）
		就学相談・就学指導の充実	学校支援課（旧指導室）
		教育環境の充実	
		校舎の耐震補強等工事	教育総務課
		校舎の改修（空調機設置工事）	教育総務課
		東柏ヶ谷小学校校舎第1棟（南棟）の建替	教育総務課
		効果的な教職員配置の推進	学校教育課
		幼稚園教育の充実	
		幼稚園就園の奨励	学校教育課
		幼稚園就園の援助	学校教育課
		学校・家庭・地域の連携	
		開かれた学校づくりの推進	
		ひびきあう教育の推進	学校教育課（旧指導室）
		地域の教育力の向上	
		家庭と地域の教育を考えるつどい	生涯学習文化財課（旧生涯学習課） 青少年課
		歴史的遺産・文化の保存と活用	
		歴史的遺産の保存と活用	
		相模国分寺跡歴史公園の整備活用	生涯学習文化財課（旧文化財課）
		相模国分尼寺跡歴史公園の整備活用	生涯学習文化財課（旧文化財課）
		秋葉山古墳群の保存・整備	生涯学習文化財課（旧文化財課）
		（仮称）今福歴史公園の整備活用	生涯学習文化財課（旧文化財課）

2 関係法令等

★ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（事務の委任等）

第26条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

（1） 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

（2） 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

（3） 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

（4） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

（5） 次条の規定による点検及び評価に関すること。

（6） 第29条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

★ 海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、海老名市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づく委任、代理等について必要な事項を定める。

（教育長に委任する事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- （1） 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- （2） 委員会が定める規則等の制定又は改廃に関すること。
- （3） 学校その他の教育機関の設置、廃止、位置変更及び名称変更に関すること。
- （4） 委員会事務局及び学校その他教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- （5） 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関すること。
- （6） 教育予算その他の議会の議決を経るべき案についての意見の申出に関すること。
- （7） 県費負担教職員の任免その他の進退についての内申に関すること。
- （8） 県費負担教職員の分限及び懲戒についての内申に関すること。
- （9） 県費負担教職員の人事、サービスの監督及び研修の一般方針に関すること。
- （10） 学齢児童及び生徒の就学すべき学校の区域の設定又は変更に関すること。
- （11） 教科用図書の採択に関すること。
- （12） 非常勤特別職の職員の任免、委嘱及び解職に関すること。
- （13） 1件20,000,000円以上の教育財産の取得申出に関すること。
- （14） 附属機関に対する諮問、答申及び建議の処理に関すること。
- （15） 奨学生並びに奨学金の給付の決定、廃止及び返還の減免に関すること。
- （16） 訴訟、不服申立て、請願及び陳情に関すること。

（教育長の臨時代理）

第3条 教育長は、前条各号に掲げる事項の処理について、急施その他やむを得ない事情があるとき又はあらかじめ委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により事務を臨時に代理したときは、次の委員会の会議に報告し、委員会の承認を求めなければならない。

海老名市教育委員会 教育部 教育総務課 庶務担当
〒 243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の 1
Tel 046 - 235-4916 (直通)
Fax 046-231-0277
E-mail kyoiku-soumu@city.ebina.kanagawa.jp